

福生市のお知らせ

発行 福生市 編集 企画財政課広報係 ☎ 51-1511

多摩川八景 決まる

河川景観に対する一般の認識を深め、今後の河川整備と保全に役立てようと、建設省が住民投票で募集していた「多摩川八景」が4月20日決定しました。

八景は、多摩川八景選定委員会があらかじめ選んだ「多摩川50景」を基に、一般投票を行いました。その結果、多くの支持が寄せられた景観の中から、選定委員会が8か所を選定しました。それは次のとおりです。都市の中を流れる川として、河口から上流の渓谷まで変化に富んだ八景となりました。

福生市では、「玉川上水」が八景に選定されましたが、兩岸の美しい雑木林などが武蔵野の面影を

残し、人工と自然が調和した歴史的景観地であり、今後ともこの自然を残し、皆さんの憩いの場所として親しんでいただきたいと思います。

なお、投票に際し、流域区市町村より、9万近い方々からの投票が寄せられました。市民の皆さんからも多くの協力がありました。大変ありがとうございました。

八多摩川八景

- ①多摩川の河口(大田区、川崎市)
- ②多摩川台公園(大田区)
- ③二子玉川(世田谷区)
- ④多摩大橋付近の河原(昭島市、八王子市、日野市)
- ⑤玉川上水(羽村町、福生市、昭島市、立川市、小平市)
- ⑥秋川(五日市町、松原村)
- ⑦御岳溪谷(青梅市)
- ⑧奥多摩湖(奥多摩町、山梨県丹波山村)

単親家庭に

家事援助者を派遣

小学生以下の児童のいる単親(母子あるいは父子)の家庭で、親が一時的傷病などのために日常生活に支障があり、他からの援助が得られない世帯に、家事援助者を派遣します。

▽派遣対象 小学生以下の児童のいる単親家庭であって、次のいずれかに該当する世帯。ただし、親以外で義務教育修了者が同居していないこと。①単親家庭となった直後等で日常生活に支障をきたしている場合。②単親家庭の親が一時的傷病等により日常生活に支障をきたしている場合。▽援助の内容 食事の世話、掃除洗濯、育児など。▽派遣回数 派遣対象①の場合原則として1か月に12回以内で、3か月を限度。②の場合原則として1か月6回を限度。▽費用 利用者の前年分の所得に応じ、一定の自己負担があります。▽問合せ 福祉事務所福祉第二係(☎51-1511内線324)へ。

都心身障害者福祉センター

多摩支所を開設

東京都では、多摩地域の心身障害者のために心身障害者福祉センターの支所を開設し、相談等の業務を始めています。住所、事業内容は、次のとおりです。

住所 国立市富士見町2-1-1交通 国鉄中央線国立駅よりバスで「国立高校」下車1分 または国鉄南武線谷保駅より徒歩5分事業内容 主として、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法にもとづく更生相談業務

① 医学的、心理学的、職能的判定(身体障害者手帳、愛の手帳の診断、判定、及び補装具の判定など) ② 医療、教育、職業などの相談なお、心身障害者のためのスポーツセンターと併設しています。問合せ 心身障害者福祉センター多摩支所(☎73-3311)へ。

第34回 ふっさ七夕まつり 8月4・5・6・7日

第34回福生七夕まつりは、8月4日(土)～7日(火)までの4日間、福生駅を中心に行われます。期間中、市民の方や商店の方には、迷惑やご苦労をおかけしますが、ご協力をお願いします。交通規制、催し物などくわしいことは7月25日発行の市のお知らせで発表します。

水道料金改定に伴う

減額措置について

減額措置についての具体的な内容・手続きが決定し、次の業種が対象となっておりますので「水道料金減額申請書」に記入のうえ水道事務所まで提出してください。

- ◎公衆浴場営業 ◎社会福祉施設 ◎生活保護世帯(医療・教育・住宅扶助等の受給世帯) ◎用水型皮革関連企業 ◎めっき業 ◎生活関連業(22業種) ①パン製造小売業 ②クリーニング業 ③魚介類小売業 ④豆腐製造小売業 ⑤日本そば店 ⑥中華そば店 ⑦めん類製造業 ⑧野菜小売業 ⑨かまぼこ水産加工業 ⑩こんにやく製造業 ⑪大衆食堂 ⑫食肉小売業 ⑬大衆すし店 ⑭あん類製造業 ⑮ソーラース製法染色整理業 ⑯つけ物製造業 ⑰そうざい製造業 ⑱つくだ煮製造業 ⑲ハム・ソーセージ製造業 ⑳水産物仲卸業 ㉑簡易宿泊所営業 なお、①～⑱の業種については、すでに申請を行っている場合に限り、再申請する必要はありません。また、⑰～⑳の業種については、今回新たに減額対象業種となりましたので、申請してください。▼問合せ 水道事務所業務係(☎51-2911)へ。

3人目から児童手当

18歳未満の児童を3人以上扶養している(そのうち1人以上が義務教育終了前である)方に、児童手当または特例給付が支給されます。収入基準は、例えば5人世帯の場合前年の給与収入が363万5千円未満の方には児童手当が支給され、363万5千円以上542万5千円未満の方で被用者(厚生年金等加入)の場合のみ、特別

福生民踊パレード参加団体募集

第34回福生七夕まつりの催しものひとつとして、本年も福生民踊パレードが行われます。市外の方も参加できますので、多数ご参加ください。▶申込み先=申込書(経済課にあります)に必要事項を記入のうえ、6月22日(金)までに経済課商工係(☎51-1511内線272)へ提出してください。

給付が支給されます。

支給額は児童手当特例給付とも、3人目以降である児童1人につき月5千円、市民税所得割非課税者は7千円です。

まだ申請していない方は、厚生課厚生係(☎51-1511内線327)まで印かんと健康保険証を持っておいでください。

カ・ハエ駆除剤の

無料配布

カ・ハエ等の駆除剤を無料で配布します。お近くの会場でお受けとってください。なお、当日都合の悪い方は、衛生課清掃係の窓口で配布しますのでご利用ください。

配布日時と場所

時間	午前9時～午前11時30分	午後1時30分～午後4時
6月4日(日)	松林会館前	福生公園(市民会館下)
6月5日(月)	6小正門前	親和会館前
6月6日(火)	7小正門前	福東会館前
6月7日(水)	4小正門前	中福生会館前
6月8日(木)	2小正門前	熊牛会館前

緑の大敵

アメリカシロヒトリの発生にそなえて

特効薬は、早期発見 早期防除 毎年、6月から9にかけてアメリカシロヒトリが発生します。発生しやすい樹木は、桜・プラタナス・桑など多種類におよび高木が多く、一度巣から出してしまうと非常に防除しにくいものです。卵から毛虫(幼虫)にかえりたては木のまたなどに白い糸をはり

6月1日は 人権擁護委員の日

6月1日(日)に人権擁護委員法が施行(昭和24年)され、国民の基本的な人権を擁護し、見守る人権擁護委員が誕生しました。

人権は人間が平和に生存する上で最も大切な権利です。自分だけでなく、あなたもみんなが人権を尊重されなければなりません。最近では自己の権利・利益を積極的に主張できるようにした反面、ともすると他人の立場を顧みないという場合があります。お互いに人権を守って明るい社会をつくるのが大切です。

全国の人権擁護委員は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに人権思想の啓発に努めていきます。不当な迫害など人権問題でお悩みの場合は、市長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員がおりますのでお気軽にご相談ください。

▽人権擁護委員

- ・宇佐美良時(☎51-0637) 福生市熊川697番地
- ・榎本 令秀(☎51-0341) 福生市福生507番地
- ・並木 一男(☎51-0592) 福生市福生1038番地

その中に集団でいますから、その時をのがさず防除します。

防除方法は、竹ざおの先などにボロ布をまき、その布にガソリンなどを染みこませ、火をつけて焼く。幼虫が分散してしまつた場合は、DEP乳剤などを散布してください。なお、消毒薬(DEP)噴霧器は市役所1階の経済課にありますので、印かんを持参のうえおいでください。噴霧器は無料でお貸しします。また、市では、公共施設を中心に消毒を行います。付近の皆様にはご迷惑をおかけいたしますがご協力をお願い申し上げます。

くわしくは、経済課農業緑化係(☎51-1511内線273)へ。

国民年金(たより)

昭和59年度第1期分の

保険料は6月30日まで

6月は、保険料第1期分(4月～6月)の納期です。保険料の納入は年4回(6・9・12・3月の各末日までの3か月分)にわけて納入しますが、保険料を納期限までに納めないと、万一事故があった時などに障害年金や母子年金など各種年金が受けられなくなるばかりでなく、将来、老齢年金も受けることができなくなることもできます。将来の自分自身の生活設計のため、保険料は必ず、きめられた納期限までに納めましょう。

口座振替で納付されている方で預金残高が不足なため、保険料を引き落してない方がかなり多くなっています。納期月には必ず預金残高を確かめるよう注意してください。

6月の母子衛生行事

- 3 か月児検診 6月19日(火) 該当児 昭和59年2月生まれの お子さん
- 6 か月児検診 6月12日(火) 該当児 昭和58年12月生まれの お子さん
- 9 か月児検診 6月7日(木) 該当児 昭和58年9月生まれの お子さん
- 1 歳6 か月児検診 6月27日(水) 該当児 昭和57年11月生まれの お子さん
- 3 歳児検診 6月5日(火) 該当児 昭和56年5月生まれの お子さん
- 受付時間 福生保健所 午後1時～2時 健康センター 午後1時30分～2時30分
- 会場 健康センター 保育全般と母体保護
- 問合せ 福生保健所(☎51-0811) か健康センター(☎51-1511内線287)へ。
- ※ 各検診とも母子手帳をお忘れなく。なお、6・9か月児検診は受診券も必要です。
- 6月の無料相談
- 法律相談 6月13日(水) 20日(水)・27日(水) 予約制先着8人。相談日の6日前から電話で受け付けます。☎51-1511内線218
- 人権身の上相談 6月6日(水) 午後1時～4時
- 行政相談 6月6日(水) 午後1時～4時
- 交通事故相談 6月21日(木) 午後1時～4時
- パートタイム相談 毎週火曜日 午後1時～4時
- 年金相談 6月14日(木)・28日(木) 午前9時～午後4時
- 登記相談 6月7日(木) 午後1時～4時
- 少年相談 6月8日(金)・22日(金) 午前9時～午後5時
- ・予約制、当日午後4時までに市民相談室(☎51-1511内線217)へ。相談日以外は警視庁立川少年相談センター(☎22-6938)へ。
- ※ いずれの相談も、会場は市役所1階市民相談室です。
- 心配ごと相談 6月6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水) 午後1時～4時
- 会場 福祉会館
- 心身障害者相談 6月20日(水) 午後1時～4時
- 会場 福祉会館
- 母子相談 毎週金曜日 午前9時～正午
- 会場 福祉事務所
- 児童相談 毎週月曜日 午前9時～午後4時
- 会場 福祉事務所
- 教育相談 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時
- 会場 市民体育相談室
- ・予約制 ☎52-1511
- 市民相談 毎日午前9時～午後4時(土曜日の午後、日曜日、祝日を除く)
- 緑の相談 6月1日(金) 午後2時～4時
- 会場 市民相談室
- ※ 電話でも受け付けます。☎51-1511内線217

6月の予防接種

6月の予防接種は、ポリオ生ワクチンの投与と三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）と日本脳炎です。日本脳炎は主に「コガタアカイエカ」によって媒介されるおそろしい病気です。この病気は、死亡率がきわめて高く、たとえ一命をとりとめても生涯知能低下、言語障害等の後遺症に苦しむ人が少なくありません。このような病気にからないために、予防接種を受けて早く免疫をつけましょう。予防接種を受けるお子さんの体温は、接種前後と当日の朝それとお出掛け前に必ず計り、問診票に記入のうえ印かんを押して母子手帳と一緒に当日持参してください。問診票には必ずボールペン等で記入し、鉛筆で記入のものと印かんの押し足りないものは受け付けることができませんのでご注意ください。予防接種の対象者で指定した日に都合が悪い場合には、いずれかの都合のよい日に受けてください。

受付時間 午後1時20分～2時20分
場所 健康センター

月日曜	接種区分	対象者	備考
6・4月	ポリオ生ワクチン	1回・2回目の未了者	
6・8月	三種混合1期の3回目	昭和57年10月1日～12月31日生れ	1期は3回式で満2歳から満3歳未満が対象です。
6・11月	（1期の3回目）	昭和57年10月1日～12月31日生れ	2期は1期終了後1年6か月から2年6か月の間に1回接種して完了です。
6・25月	（2期）	昭和55年10月1日～12月31日生れ	2期は5歳6か月まで接種できます。
6・26月	（2期）	昭和56年10月1日～12月31日生れ	
6・29月	（2期）	昭和57年10月1日～12月31日生れ	
6・13月	日本脳炎（1回目）	昭和55年10月1日～12月31日生れ	対象者は、満4歳以上で、はじめて接種する人は、1・2週間隔で2回接種して翌年1回受けて完了です。
6・14月	（2回目）	昭和54年9月1日～12月31日生れ	
6・18月	（2回目）	昭和55年9月1日～12月31日生れ	
6・19月	（追加）	昭和55年5月1日～10月31日生れ	
6・20月	（追加）	昭和53年11月1日～54年4月30日生れ	
6・28月	（整理）	未接種者	

※予防接種についての不明な点は衛生課健康管理係（☎51-1511内線287）へお問い合わせください。

■胃がん検診

▽日時 6月14日（木）午前9時～11時
▽場所 健康センター
▽対象者 市内在住の満35歳以上の方、及び前回の検診を受けて1年以上経過している方。▽定員 先着50人
▽費用 無料
▽申込み 6月7日（木）午前8時30分から健康センターで受け付けます。定員になり次第申し込みを締め切ります。なお、申込書は、申し込みに来た方1人につき1枚とします（用紙は、当日配布します）
※電話受け付けは、行いません。また、次のような方は、検診を受けることができませんので、ご注意ください。①胃の手術をした方 ②胃及び十二指腸の病気で治療中または、経過観察中の方 ③妊娠している方及びその可能性のある方。

■老人保健法に基づく訪問指導を開始

病気のやけが等で長期にわたり家庭でたたり状態にある方及び、これに準ずる状態の家庭に対して日常生活上の看護指導等の援助を行います。該当する方のおいでのご家庭で、この制度を希望される場合は申し込んでください。▽該当者 満40歳以上の市民で主

6月のカレンダー		
日	曜日	行事・こよみ
1	金	水の週間（～7日）
2	土	
3	日	
4	月	歯の衛生週間（～10日）
5	火	環境週間（～11日）
6	水	
7	木	計量記念日
8	金	
9	土	
10	日	時の記念日
11	月	＜婦人学級準備会＞ ▷日時＝6月6日（水） 午後7時30分～9時 ▷場所＝松林会館 ▷内容＝働く婦人、家庭婦人のおかれているそれぞれ状況を話し合いながら、学級を組み立てていきます。▷申込み・問合せ＝6月1日（金）から松林会館（☎52-3624）へ。
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	消防団ポンプ操法審査会父の日
18	月	
19	火	
20	水	＜市民文化教室＞ ☆俳句コース ▷日時＝6月14日（木） 午後1時～3時 以後毎週木曜日 全10回 ▷場所＝公民館 ☆人形コース ▷日時＝6月6日（水） 午前10時～正午 以後毎週水曜日 全10回 ▷場所＝福祉会館 ※申込み＝各コースとも6月2日（土）から公民館（☎52-1711）へ。なお、定員は先着25人、費用は材料費等実費。
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	固定資産税第2期分の納期限

天王ばやしを習いませんか

▽日時 6月2日・16日、7月7日・21日（第1・3土曜日）
☆小学生 午後4時30分～5時30分
☆一般 午後7時30分～9時
▽場所 扶桑会館
▽内容 福生に昔から伝わっている「天王ばやし」（祇園ばやしの流れをくむ由緒あるはやし）の練習会。▽指導 福生天王ばやし保存会
▽問合せ 福生天王ばやし保存会会長 橋本孝蔵（☎51-4534）へ。

■講座

祭りと言能の民俗学

▽日時 6月3日・17日・7月1日・15日・29日（隔週日曜日）
午後2時～4時 全5回
▽場所 郷土資料室
▽内容 民俗学の

市民文化教室

▽日時 6月13日（水）午前9時30分～11時30分 以後毎週水曜日 全7回
▽場所 公民館集会所
▽対象 一般市民
▽定員 先着20人
▽用意するもの ハサミ、メジャー、目打
▽材料費 4500円程度（フレイム代含む）
▽講師 荒井朋子氏（篠専門家）
▽申込み・問合せ 6月2日（土）から公民館（☎52-1711）へ。

教育講座

思春期の子育て

▽日時 6月14日（木）午後7時30分～9時30分 以後毎週木曜日 全5回
▽場所 白梅会館
▽内容 今日の中学生在抱えている様々な問題に親としてどのように対応していくかを学ぶ。▽講師 佐橋憲次氏（人間と性、教育研究協議会）、望月一宏氏（教育評論家）、山田曉生氏（中学校教諭）
他。▽申込み 6月1日（金）から白梅会館（☎53-3454）へ。

三多摩室内楽演奏会

▽日時 7月1日（日）午後2時～4時
▽場所 東村山公民館ホール
▽内容 フィーデル協奏曲四重奏団
▽曲目 ハイドン「ひばり」・モーツァルト「プロシヤ王第1番」・ドボルザーク「アメリカ」
▽対象 都民 ※入場無料
▽定員 454人 ※申込者多数の場合、抽選により入場者数を決定
▽申込み 往復ハガキに住所氏名を記入のうえ、6月11日（月）までに〒190立川市錦町6-3-1

消防団ポンプ操法審査会
6月17日（にちようび）
第32回市消防団ポンプ操法審査会が6月17日（日）に南公園で2時から開催されます。大会に向けて、各分団が学校の校庭等を利用して訓練を行っています。また、現在183名の団員によって市民の生活と財産を守るため活躍しています。市民の皆様のご協力や激励をお願いいたします。

社団法人シルバー人材センター 福生市高齢者事業団 職員募集

▽職種 一般事務
▽募集人員 1人
▽資格 昭和33年4月1日～昭和40年3月31日までに生れた男子
▽募集締切 6月15日（金）
▽申込書類 履歴書（写真を添付し自筆）
▽試験科目 一般教養・面接
▽申込み・問合せ 社団法人シルバー人材センター 福生市高齢者事業団（福祉会館内・☎53-3261）へ。

一日下請相談所開設

製造業にたずさわる方々を対象に、下請取引の紹介、あっせん、下請取引の改善指導等の相談を無料で行います。▽日時 6月13日（水） 午前10時～午後4時
▽場所 福生市商工会相談コーナー
▽問合せ 福生市商工会（☎51-2927）、（財）東京都中小企業振興公社立川相談所（☎27-7477）へ。

個別記帳指導会

地域商工業者の記帳指導を、次の日程で行います。
記帳処理上不明な点、または、記帳のやり方、各帳簿説明などを行います。
▽日時 6月12日（火） 午前10時～午後4時
▽場所 商工会館
研修室
問合せ 福生市商工会（☎51-2927）へ。

はかりの定期検査

取引や証明に使用している「はかり」は、年1回必ず検査を受けることになっています。今年の定期検査は次の日程で行います。
昨年受検された方には通知しますが、新しく商売を始めた方も、経済課商工係へ連絡のうえ、直接会場にはかりをお持ちください。
▽日時 6月1日（金）・4日（月）・5日（火）の3日間 午前10時～午後3時 ※ただし正午～午後1時までは除く
▽場所 市役所前庭
▽問合せ 経済課商工係（☎51-1511内線272）へ。

不用品交換

△ゆずります△
○打掛け ○和裁用物差し ○羽毛掛ふとんと敷ふとん（磁気付）
○編機 ○ベビーバス ○ベビーベッド ○ライティングデスク
○座卓
△ゆずってください△
○エレクティン ○シングルベッド
○婦人用自転車 ○ポータブルテレビ ○ミキサー ○折りたたみ式テーブル ○ベビーバギー
○石うす ○ベビー用背負こ○ベビー用カーチェア ○ベビー用サークル ○冷蔵庫 ○食器戸棚 ○湯わかし器 ○掃除機
○リヤカー
なお、4月の成立件数は9件でした。また、登録の必要がなくなりましたら、必ず経済課商工係（☎51-1511内線272）へ